

改 正 後	改 正 前
措置法第31条の3（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）関係 （固定資産の交換の特例等との関係） 31の3 - 1、第37条の6（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）、第37条の7（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは第37条の9の2（<u>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>）の規定の適用を受ける場合には、.。 （注）1 2 措置法第32条（短期譲渡所得の課税の特例）関係 （課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定） 32 - 11、第37条の7（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは第37条の9の2（<u>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>）の規定の適用を受ける場合には、.。	措置法第31条の3（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）関係 （固定資産の交換の特例等との関係） 31の3 - 1、第37条の6（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）若しくは第37条の7（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、.。 （注）1 2 措置法第32条（短期譲渡所得の課税の特例）関係 （課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定） 32 - 11、第37条の7（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、.。